

職場におけるエイズ教育のあり方

[研究メンバー]

主査	福渡 靖	順天堂大学教授
	家山光雄	関東経営者協会常任理事
	埋忠洋一	三和銀行東京健康管理センター所長
	桜井賢樹	国立病院医療センターAIDS 医療情報センター
	南雲篤子	日本通運健康保険組合本部主任保健婦
	松岡秀枝	松下電器健康保険組合東京健康管理センター
	松本孝夫	順天堂大学助教授
	武藤孝司	順天堂大学助教授
	山口 剛	都立駒込病院感染症科部長

[報告書目次]

第1章	総論
第2章	HIV 感染・エイズ患者の現状
第3章	文献調査
第4章	職場のエイズ対策に関する実態調査
第5章	労働者に対するエイズ教育に関する面接調査
第6章	労働者に対するエイズ教育の教育効果に関する調査

[内容要旨]

エイズのまん延は、世界的に深刻な状況にあり、人材喪失及び社会経済的損失は莫大なものになっている。わが国においても、他のエイズ先進国のような被害を被らないためにも、あらゆる角度からエイズ対策に取り組む必要があると考えられる。地域、学校と同様に職場におけるエイズ対策が重要であるといえる。正しい知識の普及を効果的、効率的に行うためのエイズ教育のあり方を探り、将来、衛生管理者、産業医等向けに「職場におけるエイズ教育マニュアル」を作成する際の基礎資料ともすべく取りまとめた。

1 企業におけるエイズ対策の必要性

日本における HIV 感染者・エイズ患者数は世界的にみると決して多いとは言えない。しかし、エイズに関する知識・理解が十分であるとは言えず、職場において HIV 感染者・エイズ患者の存在が明らかになったときに、不安、偏見、差別が生じ、いわゆるエイズパニックが起こる危険がある。

職場でエイズ対策を行うことが好ましい理由としては、

- ① 社員に HIV 感染者が発生し、発症して死に至ることは、企業にとって貴重な人材の損失となる。
- ② エイズに対する正しい理解がないと、HIV 感染者が社内に発生した場合、いわゆるエイズパニックが発生する恐れが大きい。

が挙げられる。国民の多くが企業とつながりがあることに目を向けると、職場の組織的活動を通じてエイズ対策が行われることが効果的であると言える。

2 エイズ対策の全体像

教育活動を行うにあたって、

- ① エイズ対策の体制づくり
- ② 海外出張・派遣に関連する諸問題
- ③ 検査の取扱いとプライバシーの保護
- ④ 感染者・患者の存在が社内で明らかになった場合の対応

等について企業としての方針を決めておく必要がある。エイズについての正しい理解を全社員が持ち、エイズ感染者・患者が社内に発生しても差別せず通常の勤務が出来るようなコンセンサスを持つこと、社員を海外に派遣するときにエイズ教育と必要な感染予防対策を諳ずることである。

3 エイズ教育について

- ① 教育の目的
教育の目的は、感染予防知識の啓発・普及、HIV 感染者への偏見・差別の除去、職場でのパニック防止である。
- ② 対象
会社の基本方針を決める経営幹部、エイズに対し適切な対応が必要とされる産業医等健康管理担当者及び人事労務担当者がまずエイズに対する正しい知識を共有した後、職員に対する教育を行うことになる。
- ③ 教育担当者
企業の中では専門的立場にある産業医、衛生管理者が担当することが望まれるが、教育内容によっては人事担当者や外部の専門家の方がふさわしい場合もある。
- ④ 方法・内容
教育の手段、教材、媒体によって教育効果が左右される。各現場でもっとも効果的な方法・

内容を検討し、選択することが必要である。

⑤ 実施時期

実施時期については、健康診断、健康相談、労働衛生週間行事等会社の行事と関連付けて、新規採用者は初期研修の、海外派遣者には派遣前の教育や研修の機会をとらえてエイズ教育を実施することが効果的である。